

弔慰基準表

平成29年4月1日改正 秘書課

弔慰区分	現職者		退職者		備考
	長官名義	総長名義	長官名義	総長名義	
弔慰者	供花	弔電	供花	弔電	
種類					弔電
1 最高裁判所					
長官					
最高裁判所判事					
首席調査官					
上席調査官					
調査官（判事）					
調査官（判事補）					
大法廷首席書記官					
小法廷首席書記官					
訟廷首席書記官					
事務総長					
事務次長					
審議官					
秘書課長・広報課長					
情報政策課長					
局長					
局の課長（判事）					
局の課長（管理官を含む。 ただし、一般職）					
参事官（判事）					
参事官（一般職）					
局付・課付					
家庭審議官					
二研修所長					
司法研修所 上席裁判教官					
二研修所教官（判事）					
二研修所教官（判事補）					
司法研修所事務局長					
司法研修所事務次長					
職員総合研修所事務局長					
図書館長					
図書館副館長					
2 高等裁判所					
長官					
部総括					
判事					
判事補					
首席書記官					
事務局次長					
3 地方裁判所					
所長					
判事					
判事補					
簡易裁判所判事 (5号報酬以上)					
簡易裁判所判事 (5号報酬未満)					

弔慰区分	現職者		退職者		備考
	長官名義	総長名義	長官名義	総長名義	
弔慰者	供花	弔電	弔電	供花	弔電
種類					
首席書記官					
事務局長					
4 家庭裁判所					
所長					
判事					
判事補					
首席書記官					
首席家裁調査官					
事務局長					
5 叙勲受章者・藍綬褒章受章者					
裁判所推薦の者					
6 法務省					
大臣					
副大臣					
大臣政務官					
事務次官					
7 檢察庁					
検事総長					
次長検事					
検事長					
8 日本弁護士連合会					
会長					
副会長					
事務総長					
9 その他 (下記役職に準じる者を含む。)					
内閣法制局長官					
同次長					
内閣官房副長官(事務)					
内閣府賞勲局長					
同人事局長					
官内庁長官					
同次長					
同侍従長					
同式部官長					
財務省事務次官					
警視総監					
警視庁警備部長					
日調連理事長					

(備考)

1 弔慰基準の異なる二以上の対象者に該当する者に対しては、それぞれに定める弔慰を重複しない限度で行う。

2 打電は、原則として葬儀・告別式の翌日までに裁判所(下級裁を含む。)が報告を受けた場合に行う。

3 表中 6ないし 9の対象者については、[REDACTED]

4 表中 1ないし 5の対象者に対する弔慰は [REDACTED] とし、府費から支出する。表中 6ないし 9の対象者に対する弔慰は長官交際費から支出する。